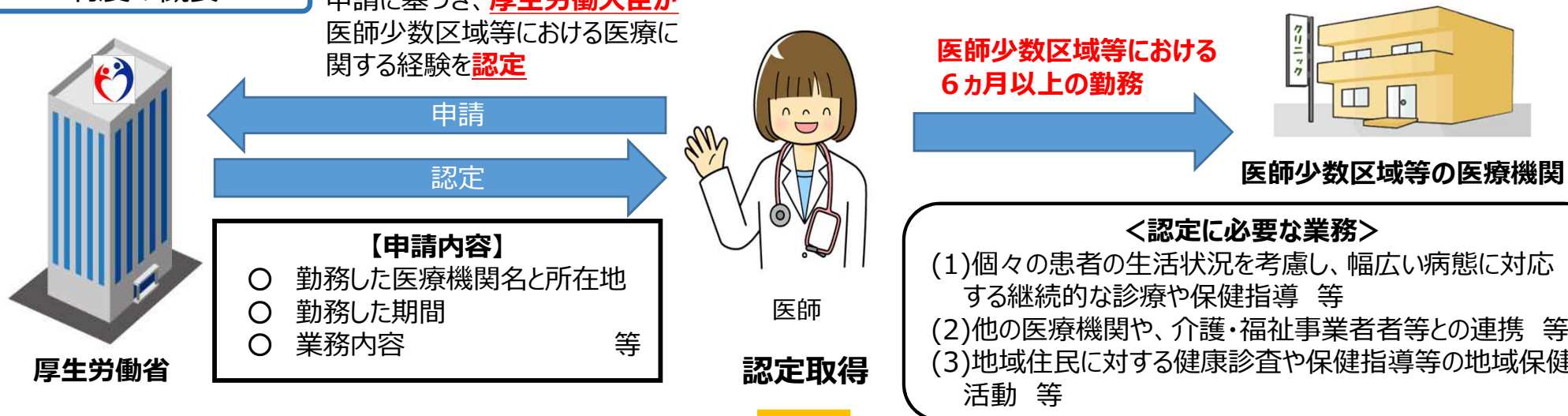


# 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

- 医師少数区域等において一定期間勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度が令和2年4月に施行された。本制度が医師偏在の解消に資するよう、認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を継続するための経済的支援を行う。

## 制度の概要



## 事業内容

### 医師少数区域等で勤務する医師の質の向上等にかかる経済的支援

認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る以下の経費について支援を行う。

- 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修の受講に必要な経費（研修受講料、旅費）
- 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書の購入に必要な経費（医学用図書購入費）
- 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むための経費（旅費）